

大和町さくらねこ無料不妊手術チケット配付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野良猫の繁殖抑制等を目的として町が公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）の実施する無料不妊手術事業に登録し、野良猫の不妊去勢手術が無料で受けられるようTNR活動を行う個人又は団体を対象にさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を配付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 飼い主のいない猫であって、町内に生息し、又は生息していると推定されるものをいう。
- (2) TNR活動 野良猫を捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を行い、元の場所に戻す(Return)活動をいう。
- (3) 活動団体 TNR活動を行う団体であって、その構成員に町内に住所を有する18歳以上の者を含む3人以上で組織されたものをいう。

(配付の対象)

第3条 チケットの配付を受けることができる者は、町に住所を有する者（18歳以上の者に限る。）又は活動団体とする。

(配付の申請)

第4条 チケットの配付を受けようとする個人又は活動団体（以下「申請団体等」という。）は、利用を希望する月の前々月の末日（その日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までにチケット配付申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書の内容が適当と認めたときは、どうぶつ基金に対してチケットの交付を申請するものとする。

(チケットの配付)

第5条 町長は、前条第2項の申請によりどうぶつ基金からチケットが交付されたときは、申請団体等に対してチケット配付書（別記第2号様式）を添えて、同条第1項の申請書に記載された枚数（以下「希望枚数」という。）のチケットを配付するものとする。

- 2 どうぶつ基金から交付されたチケットの総数が、全ての申請団体等の希望枚数の合計に満たないときは、前項の規定にかかわらず、各申請団体等が不妊手術を実施しようとする野良猫の生息状況等に応じ、町長が決定した枚数を配付するものとする。
- 3 申請団体等は、いかなる理由があってもチケットを第三者に譲渡してはならない。

（T N R活動の実施）

第6条 前条の規定によりチケットの配付を受けた申請団体等は、チケットの有効期限内にT N R活動を実施するものとする。

（実施報告）

第7条 申請団体等は、前条の規定によりT N R活動を実施したときは、10日以内にチケット利用報告書（別記第3号様式）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請団体等は、未使用のチケットがあるときは、前項の報告に併せて町に返還しなければならない。

3 町長は、第1項の規定によりチケット利用報告書の提出を受けたときは、速やかにどうぶつ基金に対してその内容を報告するとともに、前項の規定により返還されたチケットがあるときは、これをどうぶつ基金に返還するものとする。

（遵守事項）

第8条 申請団体等は、どうぶつ基金の「行政枠さくらねこT N R事業 協働登録申請書 改訂版」に記載された事項を遵守しなければならない。

（チケットの返還）

第9条 町長は、申請団体等が偽りその他不正の手段によりチケットの配付を受けたと認めたとき、又はこの要領の規定に違反したと認められたときは、当該申請団体等に対してチケットの返還（町に損害が生じた場合におけるその賠償を含む。）を求めることができる。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、チケットの配付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月21日から施行する。